

令和5年12月5日
監査委員決定

令和6年工事監査実施計画

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項、東京都監査委員監査基準並びに令和6年監査基本計画に基づき、令和6年工事監査を以下のとおり実施する。

1 監査の対象

令和5年度において都が実施している工事等を対象とする。ただし、実施に当たっては、100万円以上の工事等を中心に行うとともに、必要に応じて過年度の工事等も対象とする。

また、長期間にわたる大規模工事等については、計画決定を踏まえて、事業の要件や期間などが計画どおりに適正に行われているかを確認する。特に高度かつ専門的工事について、設計、施工等が適切に行われているか、監査専門委員の助言により実施する。

2 重点監査事項

工事の有効性の観点から、「品質管理」を重点監査事項に設定し、工事目的物が必要な性能を確保できるよう工事が適正・適切に行われているかについて、以下の着眼点に基づき、各局を統一的及び横断的に監査する。

（着眼点）

- （1）工事目的物が所定の性能を確保できるよう、設計（設計変更）において、工法や材料等に求める品質が設計図書に明示されているか。
- （2）工事において、設計図書に記載された品質を確保するために必要な管理項目や試験等が、施工計画書に記載されているか。
- （3）施工計画書に基づき、適切に品質管理された上で施工が実施され、その記録等が提出されているか。

3 監査期間

令和6年1月9日（火）から令和7年1月9日（木）まで（講評を含む。）

4 実施対象及び実査期間

監査を実施する局及び実査期間は以下のとおり。

- （1）前期局（1月から2月まで）

産業労働局、中央卸売市場、港湾局、東京消防庁、交通局、教育庁

(2) 中期局（4月から6月まで）

財務局、都市整備局、住宅政策本部、環境局、水道局、下水道局

(3) 島しょ（6月）

三宅支庁、小笠原支庁

(4) 後期局（8月から10月まで）

デジタルサービス局、生活文化スポーツ局、福祉局、保健医療局、建設局、警視庁

5 計画の変更等

監査の実施過程において、環境等の変化又は本実施計画に影響を与えるような事象があった場合、必要に応じて、監査対象等の追加、変更等を行う。

6 結果の報告及び公表

監査の結果の報告及び公表は、令和7年2月に行う。

(技術監査課)

月	日	曜	土 木	建 築	設 備	
1	1	月				
	2	火				
	3	水				
	4	木				
	5	金				
	6	土				
	7	日				
	8	月				
	9	火		交通局	交通局	交通局
	10	水		交通局	交通局	交通局
	11	木				
	12	金		交通局	交通局	交通局
	13	土				
	14	日				
	15	月		交通局	交通局	交通局
	16	火		交通局	交通局	交通局
	17	水				
	18	木			東京消防庁	東京消防庁
	19	金		東京消防庁	東京消防庁	東京消防庁
	20	土				
	21	日				
	22	月		東京消防庁	東京消防庁	東京消防庁
	23	火		東京消防庁	東京消防庁	東京消防庁
	24	水		東京消防庁	東京消防庁	東京消防庁
	25	木		中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場
	26	金		中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場
	27	土				
	28	日				
	29	月		中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場
	30	火		中央卸売市場	中央卸売市場	中央卸売市場
	31	水				
講 評			工事監査 令和7年1月9日(木)			

令和6年1月

(技術監査課)

月	日	曜	土 木	建 築	設 備
2	1	木	港湾局	産業労働局	産業労働局
	2	金	港湾局	産業労働局	産業労働局
	3	土			
	4	日			
	5	月	港湾局	産業労働局	産業労働局
	6	火	港湾局	教育庁	教育庁
	7	水	港湾局	教育庁	教育庁
	8	木	産業労働局	教育庁	教育庁
	9	金	産業労働局	教育庁	教育庁
	10	土			
	11	日			
	12	月			
	13	火	産業労働局		
	14	水	産業労働局	港湾局	港湾局
	15	木	教育庁	港湾局	港湾局
	16	金	教育庁	港湾局	港湾局
	17	土			
	18	日			
	19	月	教育庁	港湾局	港湾局
	20	火	教育庁		港湾局
	21	水			
	22	木			
	23	金			
	24	土			
	25	日			
	26	月			
	27	火			
	28	水			
	29	木			
講 評					

令和6年2月

(技術監査課)

月	日	曜	土 木	建 築	設 備	
4	1	月				
	2	火				
	3	水				
	4	木				
	5	金				
	6	土				
	7	日				
	8	月				
	9	火				
	10	水				
	11	木				
	12	金				
	13	土				
	14	日				
	15	月		下水道局		環境局
	16	火		下水道局		環境局
	17	水		下水道局		環境局
	18	木				
	19	金		下水道局	環境局	
	20	土				
	21	日				
	22	月		下水道局	環境局	
	23	火		環境局	環境局	下水道局
	24	水		環境局	環境局	下水道局
	25	木		環境局		下水道局
	26	金		環境局		下水道局
	27	土				
	28	日				
	29	月				
	30	火				
講 評						

令和6年4月

(技術監査課)

月	日	曜	土 木	建 築	設 備		
5	1	水					
	2	木					
	3	金					
	4	土					
	5	日					
	6	月					
	7	火		下水道局	財務局	下水道局	
	8	水		下水道局	財務局	下水道局	
	9	木					
	10	金		下水道局	財務局	下水道局	
	11	土					
	12	日					
	13	月		下水道局	財務局	下水道局	
	14	火		下水道局	財務局	下水道局	
	15	水				下水道局	
	16	木		財務局	都市整備局	財務局	水道局
	17	金		財務局	都市整備局	財務局	水道局
	18	土					
	19	日					
	20	月		財務局	都市整備局	財務局	水道局
	21	火			都市整備局	財務局	水道局
	22	水			財務局		水道局
	23	木					
	24	金		住宅政策本部	下水道局		財務局
	25	土					
	26	日					
	27	月		住宅政策本部	下水道局		財務局
	28	火		住宅政策本部	下水道局		財務局
	29	水		住宅政策本部	下水道局		財務局
	30	木		住宅政策本部	下水道局		財務局
	31	金		水道局	水道局		財務局
講 評							

令和6年5月

(技術監査課)

月	日	曜	土 木	建 築	設 備	
6	1	土				
	2	日				
	3	月	水道局	都市整備局	水道局	住宅政策本部
	4	火	水道局	都市整備局	水道局	住宅政策本部
	5	水	水道局	都市整備局	水道局	住宅政策本部
	6	木		住宅政策本部		住宅政策本部
	7	金		住宅政策本部		住宅政策本部
	8	土				
	9	日				
	10	月	水道局	住宅政策本部		水道局
	11	火	水道局	住宅政策本部		水道局
	12	水	水道局	住宅政策本部		水道局
	13	木	水道局	住宅政策本部		水道局
	14	金	水道局	住宅政策本部		水道局
	15	土				
	16	日				
	17	月	水道局	住宅政策本部		都市整備局
	18	火		住宅政策本部		都市整備局
	19	水		住宅政策本部		都市整備局
	20	木	島しょ 本庁 (三宅支庁・小笠原支庁管内)	島しょ 本庁 (三宅支庁・小笠原支庁管内)	島しょ 本庁 (三宅支庁・小笠原支庁管内)	島しょ 本庁 (三宅支庁・小笠原支庁管内)
	21	金	島しょ 本庁 (三宅支庁・小笠原支庁管内)	島しょ 本庁 (三宅支庁・小笠原支庁管内)	島しょ 本庁 (三宅支庁・小笠原支庁管内)	島しょ 本庁 (三宅支庁・小笠原支庁管内)
	22	土				
	23	日				
	24	月	島しょ 本庁 (三宅支庁・小笠原支庁管内)	島しょ 本庁 (三宅支庁・小笠原支庁管内)	島しょ 本庁 (三宅支庁・小笠原支庁管内)	島しょ 本庁 (三宅支庁・小笠原支庁管内)
	25	火	島しょ 本庁 (三宅支庁・小笠原支庁管内)	島しょ 本庁 (三宅支庁・小笠原支庁管内)	島しょ 本庁 (三宅支庁・小笠原支庁管内)	島しょ 本庁 (三宅支庁・小笠原支庁管内)
	26	水	島しょ (三宅支庁管内)	島しょ (三宅支庁管内)	島しょ (三宅支庁管内)	島しょ (三宅支庁管内)
	27	木	島しょ (三宅支庁管内)	島しょ (小笠原支庁管内)	島しょ (三宅支庁管内)	島しょ (小笠原支庁管内)
	28	金	島しょ (三宅支庁管内)	島しょ (小笠原支庁管内)	島しょ (三宅支庁管内)	島しょ (小笠原支庁管内)
	29	土				
	30	日				
講 評						
令和6年6月						

(技術監査課)

月	日	曜	土 木	建 築	設 備
8	1	木			
	2	金			
	3	土			
	4	日			
	5	月			
	6	火			
	7	水			
	8	木			
	9	金			
	10	土			
	11	日			
	12	月			
	13	火			
	14	水			
	15	木			
	16	金			
	17	土			
	18	日			
	19	月			
	20	火			
	21	水			
	22	木			
	23	金			
	24	土			
	25	日			
	26	月			
	27	火			
	28	水			
	29	木			
	30	金			建設局
	31	土			
講 評					

令和6年8月

(技術監査課)

月	日	曜	土 木	建 築	設 備	
9	1	日				
	2	月	建設局	建設局		
	3	火	建設局	建設局		
	4	水	建設局	建設局		
	5	木				
	6	金	建設局	建設局	福祉局	保健医療局
	7	土				
	8	日				
	9	月	建設局		福祉局	保健医療局
	10	火	建設局		福祉局	保健医療局
	11	水	建設局		建設局	
	12	木			建設局	
	13	金	建設局		建設局	
	14	土				
	15	日				
	16	月				
	17	火	建設局	福祉局	保健医療局	
	18	水	建設局	福祉局	保健医療局	建設局
	19	木				
	20	金	建設局	福祉局	保健医療局	建設局
	21	土				
	22	日				
	23	月				
	24	火	建設局			生活文化スポーツ局
	25	水	建設局	生活文化スポーツ局	デジタルサービス局	生活文化スポーツ局
	26	木	建設局	生活文化スポーツ局	デジタルサービス局	生活文化スポーツ局
	27	金	建設局	生活文化スポーツ局	デジタルサービス局	生活文化スポーツ局
	28	土				
	29	日				
	30	月	警視庁	生活文化スポーツ局	警視庁	警視庁
講 評						

令和6年9月

(技術監査課)

月	日	曜	土 木		建 築	設 備
10	1	火	警視庁	生活文化スポーツ局	警視庁	警視庁
	2	水	警視庁	生活文化スポーツ局	警視庁	警視庁
	3	木	警視庁		警視庁	警視庁
	4	金	警視庁		警視庁	警視庁
	5	土				
	6	日				
	7	月				
	8	火				
	9	水				
	10	木				
	11	金				
	12	土				
	13	日				
	14	月				
	15	火				
	16	水				
	17	木				
	18	金				
	19	土				
	20	日				
	21	月				
	22	火				
	23	水				
	24	木				
	25	金				
	26	土				
	27	日				
	28	月				
	29	火				
	30	水				
	31	木				
講 評						

令和6年10月